

令和6年第2回東海村議会定例会行政報告等要旨

令和6年6月3日

令和6年第2回東海村議会定例会の開会に当たり、行政報告等を申し述べさせていただきます。

始めに、「“新しい役場への転換”を目指し、全庁を挙げて取り組んでいる3つの改革について」でございます。

1点目は“業務改革”ですが、令和5年度は全課室で99の業務を見直し、年間5,330時間の業務効率化を実現いたしました。さらには、庁内共通手続きの電子化や合理化など、役場内のムリ・ムダ・ムラを減らす見直しを行っているところでございますが、今年度も引き続き、RPAなどのデジタルツールの活用や職員のITスキル育成など、目標を明確に定めて取り組んでまいります。

2点目は“オフィス改革”の取り組みですが、今年3月末に「オフィス改革基本方針」を定めたところでございます。現在、令和6年度以降の整備スケジュールを含めた「実行プラン」を策定しているところですが、現庁舎建設から27年が経過し、社会状況も大きく様変わりしております。職員も多様で自律的な働き方ができるよう、オフィス空間も変えていかなければなりませんので、業務改革とセットで改革を進めてまいります。

3点目は“窓口改革”についてでございます。業務改革やオフィス改革と連動させて取り組みを加速化させるため、4月下旬に新たに「窓口改革推進プロジェクトチーム」を庁内に設置し、抜本的

な窓口改革に着手いたしました。

いわゆるフロントヤード改革であります。国が進めている基幹システムの標準化・共通化への対応も含め、「行かない・迷わない・待たない・書かない」をコンセプトに、来庁者ファーストで、より住民から親しまれる役場、快適な行政サービスを目指して取り組んでまいります。

それでは、行政報告の案件を申し上げます。

報告第9号 令和5年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和6年第1回定例会で議決をいただきました繰越明許費のうち、4億694万6千円につきまして、3億5,314万5千円を令和6年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第10号 令和5年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和6年第1回定例会で議決をいただきました繰越明許費1億4,371万3千円につきまして、1億4,132万4千円を令和6年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第11号 令和5年度東海村水道事業会計予算繰越計算書につきましては、建設改良に要する経費のうち、832万円を令和6年

度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

報告第12号 令和5年度東海村下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、流域下水道建設に要する経費のうち、1,673万8千円を令和6年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

以上で行政報告といたします。